

令和5年度「不祥事防止対策に係る取組」について

東広島市立八本松小学校

1 不祥事防止委員会の設置

(1) 設置

東広島市立八本松小学校「校務運営規程」第4章第20条に基づき、「不祥事防止委員会」を設置する。

(2) 目的

教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事根絶に向けた学校文化や風土を確立するため、教職員が主体的に不祥事防止に取り組む校内組織として、「不祥事防止委員会」を設置し、学校全体として取り組む。

(3) 委員会の構成

- ア 校長，教頭，主幹教諭，教務主任
- イ その他，校長が必要と認めるもの

2 不祥事防止委員会の運営

(1) 開催

毎月一回の開催を原則とする。ただし、校長が必要と判断した際には、臨時に不祥事防止委員会を開催する。

(2) 業務内容

委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- ア 委員会の年間業務計画の作成，取組の検証
- イ 服務規律の確保に係る研修の年間計画，企画，実施
- ウ 「体罰，セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の運営，周知
- エ 児童の状況を把握するためのアンケートや調査の実施，分析
- オ 服務規律の確保に向けた啓発，環境づくり，情報の発信
- カ 教職員相互のコミュニケーションづくり，不祥事防止チェックの実施
- キ P T A等との意見交換
- ク その他，服務規律の確保に向けた取組に関する協議

3 不祥事防止対策に係る服務規律研修実施計画

【別紙】「服務規律研修実施計画書」による。(年度始めHPに掲載)

4 不祥事防止対策に係る服務規律研修実施報告

【別紙】「服務規律研修実施報告書」による。(年度末HPに掲載)